



豊監公表第13号

令和元年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長及び豊中市議会議長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

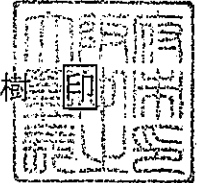
令和2年（2020年）7月31日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐基子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

豊 危 管 第 2 3 2 号
令和2年(2020年)6月22日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において指摘（要望）のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

- 1 (監査実施日 令和2年3月27日)
別紙のとおり

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘（要望）事項	講じた措置の内容
危機管理課	<p>◆補助金交付手続について 地区防災圏自主防災活動支援補助事業について、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱に基づき事務処理が次のとおりなされなかった。</p> <p>ア 新規促進事業 ・同要綱では定めのない地区防災圏自主防災活動支援補助事業参加申込書（新規促進）を補助希望団体から提出させるとともに、豊中市事務決裁別表8（3）では、補助金の決定については、部長専決であるにもかかわらず、課長決裁で補助対象団体の決定通知を行っていた。</p> <p>・同要綱第7条第1項で、添付すべき書類の1つとして定められている歳入歳出予算書が添付されていないにもかかわらず、申込書を受け付けていた。</p> <p>・同要綱第12条で、実績報告書に添付すべき書類の1つとして定められているその他市長が必要と認める書類で、様式第5号において管理運営規定の添付を求めているが、添付されていない。</p> <p>イ 継続支援事業 ・豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付申込書に、同要綱第7条第2項で添付すべき書類として定められていない補助事業計画書（資機材整備等）及び補助事業計画書（地域防災活動）が添付されていた。</p>	<p>講じた措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助申請や実績報告で団体が提出する資料の様式と要綱の整理ができていなかったため、「豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱」を令和2年4月1日付で改正し、漏れ等が起きないように整理をしました。 要綱に定めのない「地区防災圏自主防災活動支援補助事業参加申込書」を補助希望団体から提出させる手続きを改め、補助希望団体は要綱第7条に定めるものがある、補助金の交付申込から手続きをする形にしました。 補助金の交付決定に係る手続きは部長決裁で行います。 令和元年度分は未提出の団体に対し提出を求め、添付しました。 第7条第1項により、歳入歳出予算書に代えて、見積書（写し）その他補助対象経費の算定の基礎となった書類を添付するように要綱を改めました。理由として、団体が当該事業を実施するにあたり、別途提出する補助事業計画書とこちらの書類で内容・金額が確認できるからです。 令和元年度分は未提出の団体に対し提出を求め、添付しました。 実績報告に必要な資料として、第12条第1項第5号により管理運営規定の添付を求めるよう要綱を改めました。
	<p>イ 継続支援事業 ・豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付申込書に、同要綱第7条第2項で添付すべき書類として定められていない補助事業計画書（資機材整備等）及び補助事業計画書（地域防災活動）が添付されていた。</p> <p>・同要綱第12条で、実績報告書に添付すべき書類の1つとして定められている歳入歳出予算書が添付されていなかった。また、その他市長が必要と認める書類で、様式第6号において写真（事業実施を証明できるもの）の添付を求めているが、添付されていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第2項により、交付申込に必要な資料として、補助事業計画書（資機材整備等）及び補助事業計画書（地域防災活動）を添付するよう要綱を改めました。 令和元年度分は未提出の団体に対し提出を求め、添付しました。 第12条第2項第3号により、歳入歳出予算書に代えて、領収書等の写しを添付するよう要綱を改めました。理由として、団体が当該事業の実績報告をするにあたり、別途提出する実績報告書とこちらの書類で内容・金額が確認できるからです。 実績報告に必要な資料として、様式第6号には写真（事業を証明できるもの）の添付を求めています。第12条にはその記載がなかったため、添付するよう要綱を改正しました。

豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱新旧対照表

(傍線の箇所は、改正部分を示す。)

(現 行)	(改 正 後)
<p>○豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 地区防災圏(小学校区)を核として、地域住民等による自主防災活動を活性化するため、地区防災圏自主防災活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、自主防災組織とは、豊中市自主防災組織等育成要綱(平成10年5月1日制定)に基づき、豊中市に届出があった団体をいう。</p> <p>(補助対象団体) 第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、地区防災圏を単位とした防災活動において、関係諸団体間の調整を行い、自らが主体となって活動する自主防災組織等の団体とする。</p> <p>(補助対象事業) 第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地区防災圏内にある各種団体の連携による自主防災活動を通じた自主防災の組織化と活性化促進(以下「新規促進事業」という。)及び地区防災圏における自主防災活動の継続(以下「継続支援事業」という。)のため、講演会や各種訓練、その他これらの活動に必要な資機材等の整備などを実施する事業とする。</p> <p>2 継続支援事業に対する補助金については、大阪府地域力再生支援事業における補助金の交付を受けた団体、または、新規促進事業に対する補助金</p>	<p>○豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 地区防災圏(小学校区)を核として、地域住民等による自主防災活動を活性化するため、地区防災圏自主防災活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、自主防災組織とは、豊中市自主防災組織等育成要綱(平成10年5月1日制定)に基づき、豊中市に届出があった団体をいう。</p> <p>(補助対象団体) 第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、地区防災圏を単位とした防災活動において、関係諸団体間の調整を行い、自らが主体となって活動する自主防災組織等の団体とする。</p> <p>(補助対象事業) 第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地区防災圏内にある各種団体の連携による自主防災活動を通じた自主防災の組織化と活性化促進(以下「新規促進事業」という。)及び地区防災圏における自主防災活動の継続(以下「継続支援事業」という。)のため、講演会や各種訓練、その他これらの活動に必要な資機材等の整備などを実施する事業とする。</p> <p>2 継続支援事業に対する補助金については、大阪府地域力再生支援事業における補助金の交付を受けた団体、または、新規促進事業に対する補助金</p>

の交付を受けた団体のみ申請できるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条に掲げる事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金額)

第6条 新規促進事業に対する補助金は、一地区防災圏につき250,000円を上限とし、一回限りの交付とする。また、継続支援事業に対する補助金は、年間30,000円とする。

2 継続支援事業に対する補助金は、年度ごとにその申請を行うものとする。

3 この要綱による補助金の交付は、予算の範囲内において行う。

(補助金の交付申込)

第7条 新規促進事業について補助金交付の申込みをしようとする対象団体は、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付申込書(様式第1号)により、次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書(資器材整備等) 様式第1号-1

(2) 補助事業計画書(地域防災活動) 様式第1号-2

(3) 歳入歳出予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 継続支援事業について補助金交付の申込みをしようとする対象団体は、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付申込書(様式第2号)を提出しなければならない。

の交付を受けた団体のみ申請できるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条に掲げる事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金額)

第6条 新規促進事業に対する補助金は、一地区防災圏につき250,000円を上限とし、一回限りの交付とする。また、継続支援事業に対する補助金は、年間30,000円とする。

2 継続支援事業に対する補助金は、年度ごとにその申請を行うものとする。

3 この要綱による補助金の交付は、予算の範囲内において行う。

(補助金の交付申込)

第7条 新規促進事業について補助金交付の申込みをしようとする対象団体は、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付申込書(様式第1号)により、次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書(資器材整備等) 様式第1号-1

(2) 補助事業計画書(地域防災活動) 様式第1号-2

(3) 見直し(予)の他補助対象経費の算定の基礎となる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 継続支援事業について補助金交付の申込みをしようとする対象団体は、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付申込書(様式第2号)を提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書(資器材整備等) 様式第1号

(2) 補助事業計画書(地域防災活動) 様式第1号-2

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付の申込があつたときは、当該申込に係る

書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金交付を決定する。

- 2 市長は補助金の交付の決定にあたって必要な条件を付することができるものとする。
- 3 市長は、第1項の審査及び調査の結果により、補助金を交付することが不適当だと認めるときは、速やかに当該申込をした補助対象団体に対してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を決定したときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該申込をした補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた補助対象団体は、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

- 第11条 新規促進事業についての補助金は、概算額を全額交付するものとする。
- 2 継続支援事業についての補助金は、一定額を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象団体は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後1箇月以内に、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業実績報告書（様式第5号）および様式第6号）に次に掲げる必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(資器材整備等) 様式第5号-1
- (2) 補助事業実績報告書(地域防災活動) 様式第5号-2

書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金交付を決定する。

- 2 市長は補助金の交付の決定にあたって必要な条件を付することができるものとする。
- 3 市長は、第1項の審査及び調査の結果により、補助金を交付することが不適当だと認めるときは、速やかに当該申込をした補助対象団体に対してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を決定したときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該申込をした補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた補助対象団体は、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

- 第11条 新規促進事業についての補助金は、概算額を全額交付するものとする。
- 2 継続支援事業についての補助金は、一定額を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 新規促進事業の補助対象団体は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後1箇月以内に、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。なお、第6号の保管場所図については、資器材整備等の実績がある場合に限るものとする。

- (1) 補助事業実績報告書(資器材整備等) 様式第5号-1
- (2) 補助事業実績報告書(地域防災活動) 様式第5号-2

(3) 歳入歳出決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(3) 領収書等の写し

(4) 写真等の写し(重実施設を証明できるもの)

(5) 管理運営規定

(6) 保養場所図

(7) その他市長が必要と認める書類

2 補給物資の補給(補給物資) 豊中市地区防犯団員
補助金の交付決定(後掲月以内) 豊中市地区防犯団員
主防活動支援補助事業実績報告書(様式第6号) 次掲掲る書
類を添えて報告しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(資器材整備等) 様式第5号

(2) 補助事業実績報告書(地域防災活動) 様式第5号

(3) 領収書等の写し

(4) 写真等の写し(重実施設を証明できるもの)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業実績報告を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び、これに付した条件に適合するかどうか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市地区防犯団員主防活動支援補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助対象団体に対し通知するものとする。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業実績報告を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び、これに付した条件に適合するかどうか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市地区防犯団員主防活動支援補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助対象団体に対し通知するものとする。

(補助金の精算)

第14条 補助対象団体は、前条の補助金額確定通知を受けた場合において、すでに交付された補助金額に余剰が生じたときは、市長が定める期日までに余剰額を返還しなければならない。また、第12条の規定による事業実績報告の総事業費の額が、第6条第1項で規定する上限額を上回った場合は、上限額のとおりとする。

(補助金の精算)

第14条 補助対象団体は、前条の補助金額確定通知を受けた場合において、すでに交付された補助金額に余剰が生じたときは、市長が定める期日までに余剰額を返還しなければならない。また、第12条の規定による事業実績報告の総事業費の額が、第6条第1項で規定する上限額を上回った場合は、上限額のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、

<p>補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象団体に対し、期限を定めてその返還を求めるとする。</p> <p>2 市長は、補助対象団体に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を求めるとする。</p> <p>(事業中止、内容の変更)</p> <p>第17条 補助対象団体が、当該助成金に係る事業を中止するときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 補助対象団体が、当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助申込書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助事業変更計画書(資器材整備等) 様式第8号-1</p> <p>(2) 補助事業変更計画書(地域防災活動) 様式第8号-2</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(内容変更の承認)</p> <p>第18条 前条第2項の申込みがあったときは、市長は事業内容変更承認申込書の内容を審査し、適切と認めるときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業内容変更承認通知書(様式第9号)により、当該補助対象団体に通知するものとする。</p>	<p>補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象団体に対し、期限を定めてその返還を求めるとする。</p> <p>2 市長は、補助対象団体に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を求めるとする。</p> <p>(事業中止、内容の変更)</p> <p>第17条 補助対象団体が、当該助成金に係る事業を中止するときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 補助対象団体が、当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助申込書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助事業変更計画書(資器材整備等) 様式第8号-1</p> <p>(2) 補助事業変更計画書(地域防災活動) 様式第8号-2</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(内容変更の承認)</p> <p>第18条 前条第2項の申込みがあったときは、市長は事業内容変更承認申込書の内容を審査し、適切と認めるときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業内容変更承認通知書(様式第9号)により、当該補助対象団体に通知するものとする。</p>	<p>補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象団体に対し、期限を定めてその返還を求めるとする。</p> <p>2 市長は、補助対象団体に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を求めるとする。</p> <p>(事業中止、内容の変更)</p> <p>第17条 補助対象団体が、当該助成金に係る事業を中止するときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 補助対象団体が、当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助申込書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助事業変更計画書(資器材整備等) 様式第8号-1</p> <p>(2) 補助事業変更計画書(地域防災活動) 様式第8号-2</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(内容変更の承認)</p> <p>第18条 前条第2項の申込みがあったときは、市長は事業内容変更承認申込書の内容を審査し、適切と認めるときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業内容変更承認通知書(様式第9号)により、当該補助対象団体に通知するものとする。</p>	<p>補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象団体に対し、期限を定めてその返還を求めるとする。</p> <p>2 市長は、補助対象団体に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を求めるとする。</p> <p>(事業中止、内容の変更)</p> <p>第17条 補助対象団体が、当該助成金に係る事業を中止するときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 補助対象団体が、当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助申込書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助事業変更計画書(資器材整備等) 様式第8号-1</p> <p>(2) 補助事業変更計画書(地域防災活動) 様式第8号-2</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(内容変更の承認)</p> <p>第18条 前条第2項の申込みがあったときは、市長は事業内容変更承認申込書の内容を審査し、適切と認めるときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業内容変更承認通知書(様式第9号)により、当該補助対象団体に通知するものとする。</p>
--	--	--	--

(関係書類の整備)

第19条 補助対象団体は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(調査等)

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象団体に対して報告を求め、又は当該職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(施行細目)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年度に支給する補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(関係書類の整備)

第19条 補助対象団体は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(調査等)

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象団体に対して報告を求め、又は当該職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(施行細目)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年度に支給する補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附則

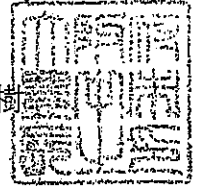
この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において指摘(要望)のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和元年9月28日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘(要望)事項	講じた措置の内容
総務部 行政総務課	「行政財産の使用許可に係る基準」では、使用料の徴収は、許可期間1年間以内の使用料は、原則として一括して徴収するものとし、分割納付を認める場合は、使用者に資料を徴求の上、使用料の分割納付手続を行い、その理由等を文書により明らかにして、認めるものとなっているが、その手続がないまま分割納付を行っていた。	指摘を受けた後、公益財団法人豊中市シルバー人材センターに対し、令和元年分の残期間分について、一括納入を求めたところ、同年9月27日に行政財産使用料分割納付申込書の提出があり、協議の結果、9月30日に分割納入を許可しております。 今後分割納入を許可する場合、使用者に資料の徴求を行い、文書にてその理由を明らかにしたうえで許可を行います。

令和 2 年(2020年) 7 月 3 日

豊中市監査委員 様

豊中市議会議長

宮 地 和



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において指摘(要望)のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

- 1 (監査実施日 令和2年1月27日～3月2日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘(要望)事項	講じた措置の内容
市議会事務局 総務課	<p>◆政務活動費について</p> <p>「豊中市議会政務活動費の取扱いに関する内規」の第3条では、政務活動費を充てることができないものとして、交際費的な経費(餞別、慶弔、寸志、見舞い、電報代、挨拶状)が挙げられているが、弔電代を支出しているものがあった。</p>	<p>今回の指摘を受け、当該会派より収支報告書等が修正のうえ改めて提出され、支出につきましても令和2年2月17日付、速やかに返還いただきました。</p> <p>各会派から議長あて政務活動費にかかる収支報告書等の提出にあたっては、まず事務局で複数体制により各帳票の記載漏れや、印鑑・添付書類</p>

漏れなどの不備がないか、あるいは不適切な支出がないかなど事前に審査を行っているところです。

その際、不備等がありましたら、各会派に修正を求め、再提出を依頼していますが、今回、当該誤り分も含め事務局から複数の修正依頼を行ったものの、会派からの再提出分に修正漏れがあったものです。

以後、事務局の確認を十分に行うため、事前審査にあたっては新たにチェックリストを作成することで、すべて漏れがないよう修正がなされているか点検をし、確実に事務執行が行われるよう改善をいたしました。

豊中市監査委員 様

豊中市議会議長

宮 地 和 夫



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において指摘（要望）のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1. (監査実施日 令和2年1月27日～3月2日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘（要望）事項	講じた措置の内容
市議会事務局 議事課	<p>◆議会図書室について</p> <p>議会図書室は、蔵書数も限られており、また、スペースも狭く、調査研究に利用できる状況にはなっていない。市立図書館と議会図書室が連携して、司書に入ってもらうなどして、調査研究に利用できるよう有効活用を検討されたい。</p>	<p>議会図書室の現状として、書架について大きさ等統一性がとれていないことや、蔵書類についても利用頻度が少ない書籍が存在するとともに会議録をはじめ、これまでに収集したり寄贈を受けた書類の整理が課題であります。</p> <p>これらの課題を解消するため、令和元年度に図書室の蔵書に関する基本的な方向性を検討し、決定するとともに、令和2年度予算に</p>

		<p>において書架の購入をすることとしました。</p> <p>令和2年8月には書架を入れ替えるとともに蔵書を整理し、会議録、市刊行物、地方自治行政に関する書籍類、本市に関する書籍などの分類ごとに配架することで、市議会の調査研究に資するよう整備します。また、情報収集の手法を含めた今後の議会図書室のあり方について引き続き検討を行うこととしています。</p>
--	--	---